

令和2年 第8回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和2年8月11日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局



事務局 1ページをお開きください。  
議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を  
求める。  
別紙記入事件 1件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
この件に関しましては、現地の調査確認を10番の阿部委員にお願いしてあ  
りますので、調査結果の報告をお願いいたします。

10番委員 10番阿部均司です。  
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告をいたします。  
8月8日に現地調査をしまして、譲渡人、譲受人、両方に確認をしてきまし  
た。  
場所なんですけれども、〇の〇〇から北側のほうに200mちょっと入った  
ぐらいのところにある場所になります。  
申請地は、現在はサンショウ、タラノメ、それから梅等が植栽してあります。  
整備もきれいにされております。譲受人は、それから先、梅畑に全部変えてい  
きたいということであります。  
それから、権利取得法におきましては、下限面積を上回っておりますので、  
何ら問題はないと思われまして。  
それから、周辺農地の影響ですけれども、ちょうど十字路の角にありまして、  
両側が道路になっております。片方が住宅が建っております、その北側は譲  
渡人の農地になっております。現在は何も作っておりません。  
以上になります。  
あと、懸案事項は特にございませんので、審議のほどよろしく願いをいた  
します。

議長 ありがとうございます。  
調査結果のご報告をいただきました。  
この件に関しまして、質問、意見等ございましたらお願いいたします。  
ございませんか。  
（「なし」の声）  
なければ、申請のとおり許可をすることに決定させていただきたいと思いま  
すが、よろしゅうございますか。  
（「はい」の声）  
では、続きまして、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よ  
りお願いいたします。

事務局 そうしましたら、3ページをお開きください。  
議案第35号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件 1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局から説明をいただきました。

この件に関しまして、6番の石坂委員に現地の調査をお願いしてありますので、調査結果のご報告をお願いします。

6番委員

6番、担当の石坂です。

調査結果について報告します。

申請地は、自宅の近くの南側です。8月3日に調査に行きました、奥さんがすぐに出てきて、申請地の確認をしたところ、所有者の農地もあまり利用されていなくて、ほとんど耕作されていません。また、現場は平成9年頃、水害があったときも、災害後の河川工事をした事務所の跡地になっています。問題はないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただいま石坂委員のほうから報告いただきましたが、この案件に関しまして、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

ございませんか。

（「はい」の声）

なければ、申請のとおり許可をすることに決定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、農地法第5条に基づく許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

続きまして、5ページをお開きください。

議案第36号農地法第5条の規定による許可申請についてです。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件 3件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

まず、番号1番の〇の件ですが、この件に関しまして1番の榎淵委員に現地の確認をお願いしてありますので、調査結果の報告をお願いします。

1番委員

1番の榎淵武重です。

場所的には、〇の〇〇を通り越して、旧〇地区のほうに向かってその道路沿いにございます。

8月8日の日に地主さんだけにお話をちょっと、すぐ近く、すぐ上なもので

すから、地主さんに言って現地を見させてくれということと、お話を伺ってまいりました。

調査報告に該当するようなことは、自分的には何もなかったんですが、皆さんの判断を仰ぎたいと思っております。手前のほうに建てるということでございます。

今も申し上げたように、調査報告に該当するようなことは、俺的にはちょっと判断がつかなかったんですが、皆さんの判断を仰ぎたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、報告をいただいたわけですが、この件に関して質問、意見、ありましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可をすることに決定させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

続きまして、番号2番、〇の件です。この件につきまして、2番の星野委員に現地の確認調査をお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いします。

2番委員

2番の星野です。

申請地は、〇〇から大体200mぐらい、それと〇〇から下りて来る道の少し北側、それと〇〇のすぐ脇ということで、台形的な土地でございました。転用目的として希望通りできるかということで聞いたところ、転用が下り次第、着工したいというふうに申ししていました。これは8月3日のときに現地に行って調査しました。

申請面積が適当かということなんですけれども、507㎡であるわけなんですけれども、〇〇沿いが三角で使い勝手が悪いということで、土地的には500㎡以下にはなるんじゃないかということです。

それと、周辺農地の営農条件の支障の有無ということですが、周りがほとんど農地がないということで、支障はないと思われまます。当然それによる農地の作物の被害の状況なんですけれども、これもなしというふうなことです。

調査してちょっと考えられるのは、〇線の県道から入ってくる道が狭いというふうなことで、現実には4mはないということです。それでちょっとどうかかなというふうな感じはするんですけれども、ただ、その前に既に転用されているところが何件かありますので、一概に反対するわけにはいかないかなという考えです。それで、町の指導によって、センターから2mは離すというふうな話になっていますので、お互いにセンターから2mずつ離れますと、4メートル道路を確保できるというふうなことで、やむを得ないのかなというふうな感じなんです。そのへんだけはちょっと難点かなというふうな感じがしたわけです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま報告をいただきました。

この件に関しまして、質問、意見等ございましたらお願いします。

特にございませんか。

(「なし」の声)

なければ、申請のとおり許可をすることに決定させていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

それで決定させていただきます。

続きまして、3番、〇の一時転用の件ですが、これは〇担当の本多さんをお願いします。

12番委員

説明させていただきます。12番の本多です。よろしくお願いいたします。

申請地は、〇線ですか、〇峠を越えて〇に入ってすぐ右側の土地でございます。東京の会社なんですけれども、その下の〇川に小電力の発電所を建設したいというようなことで、一時的に職員の休憩だとか、あと駐車場スペース、それから資材を置きたいというようなことで申請されたようでございます。転用が許可されれば、おおむね10月の中旬ぐらいから、倉庫だとかの整備を始めたい。おおむね1か月から2か月の間ぐらいで工事のほうを完成したいというようなことでございます。

それから、申請面積なんですけれども、倉庫、それから駐車スペースとしてというようなことですので、面積的には適当ではないかというように判断しています。

それから、周辺農地の関係なんですけれども、見ていただいたとおりで、周りもほとんど耕作されていないというようなことですので、支障についてはないというように判断されます。

それから、3番の件ですかね、営農条件等のことと関連するんですけれども、周りもほとんど栽培されていないというような休耕地でございますので、作物についても被害のほうは特にはないのではないかというように判断されます。

その他についても特に認められる事項はありません。

以上、8月8日に現地調査、それから申請者の確認をいたしましたので、ご協議のほうをよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

今、ご報告をいただいたとおりでございますが、この件に対しまして、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

特になければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

以上で議事事項を終了させていただきます。

続きまして、協議・報告事項に移ります。

まず、最初に形質変更届についてお願いいたします。

事務局

7ページをご覧ください。

協議事項・報告事項(1)形質変更届による届出について報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今報告をいただいたとおりでございます。  
何か質問等ありますか。  
なければ次に進みます。  
続きまして、農地売買あっせん申出書についてお願いします。

事務局

8ページをお開きください。  
協議事項・報告事項(2)農地売買あっせん申出書についてです。  
次のとおり提出がありましたので報告いたします。  
◇(議案書・番号1、朗読説明)  
補足としまして、経過的なところをちょっと説明させていただきます。申出者は、先ほど述べましたとおり〇市在住であります。平成18年に相続し、その後、知り合い農家に貸し付けておりましたが、今年度をもって農地を返すとの連絡を受けたそうです。そこで、本人及び親族が当該農地を耕作する予定はなく、管理もできないことから、所有農地を処分したいと農業委員会に相談がありまして、今回のあっせん申出書が提出されたところであります。  
これにつきまして、従来どおり「みなかみ町農地移動適正化あっせん基準」に基づきまして進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
なお、今回の件は受け手となる方がおりませんので、地区担当農業委員であります原澤幸好委員に相談させていただき、あっせん調整は地区担当農地利用最適化推進委員であります原澤幹治委員と連携を取りながら進めていきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
ただいまご報告をいただきました。  
ほかに協議・報告事項はございませんね。  
それでは、その他に移ります。  
その他について、事務局からありましたらお願いいたします。  
ございませんか。  
なければ、以上をもちまして本日の議事、それから協議・報告事項を終了させていただきます。  
ご協力いただいてありがとうございました。

閉会

みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午後2時00分〕